

旧	新
<p><b>第2編 震災対策編</b></p> <p><b>第1章 災害予防</b></p>	<p><b>第2編 震災対策編</b></p> <p><b>第1章 災害予防</b></p>
<p>第1節 震災対策の推進</p> <p>第1</p> <p>□震災を防止し、又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路・港湾・建築物の地震対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>第1節 震災対策の推進</p> <p>第1</p> <p>□震災を防止し、又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、<b>砂防</b>、海岸、道路、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、<b>雪崩対策事業</b>、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路・港湾・建築物の地震対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>第2</p> <p>□既存の所管施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努めるものとする。また、官庁施設については、<b>基準</b>に適合しないもので、かつ、防災上危険であると認められるものについては、各省庁の長に対して必要な措置を勧告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>第2</p> <p>□既存の所管施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努めるものとする。また、官庁施設については、<b>法令等</b>に適合しないもので、かつ、防災上危険であると認められるものについては、各省庁の長に対して必要な措置を勧告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>第4</p> <p>（2）防災都市づくりの計画的推進</p> <p>□「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。</p> <p>（3）避難地、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設の整備</p> <p>□避難路、延焼遮断帯、緊急輸送を確保するために必要な道路（以下、「<b>緊急輸送道路</b>」という。）として機能する道路整備を推進するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>第4</p> <p>（2）防災都市づくりの計画的推進</p> <p>□「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災<b>総合</b>推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。</p> <p>（3）避難地、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設の整備</p> <p>□避難路、延焼遮断帯、緊急輸送道路として機能する道路整備を推進するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>（4）防災上重要な地域における建築物の不燃化</p> <p>□防火、準防火地域の計画的指定について必要に応じて助言を行うとともに、特に避難地、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設周辺等都市防災上重要な地域においては、都市防災推進事業等により建築物の不燃化を促進するものとする。</p>	<p>（4）防災上重要な地域における建築物の不燃化</p> <p>□防火、準防火地域の計画的指定について必要に応じて助言を行うとともに、特に避難地、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設周辺等都市防災上重要な地域においては、都市防災<b>総合</b>推進事業等により建築物の不燃化を促進するものとする。</p>

第2編 震災対策編

(6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等

□「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、緑化重点地区総合整備事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。

(略)

(7) 防災上危険な密集市街地の整備

□密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)を踏まえ、防災機能の確保を図る都市計画制度の導入、建替えの促進、老朽木造建築物の除却、土地の権利の移転を円滑に行うことができる制度の活用、地域住民による市街地整備の取組みを支援する仕組みの活用や都市基盤整備公団のノウハウの活用等について必要に応じて助言を行うものとする。

(略)

第6 津波対策の推進

□津波防波堤、海岸堤防(防潮堤)、防潮水門等海岸保全施設、河川堤防等河川管理施設の整備を推進するものとする。

□津波による被害のおそれのある地域において港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設を整備する場合には、津波に対する安全性に配慮するものとする。

(略)

□地震に起因する沈下により生じる壊滅的な被害を防止するため、海岸堤防(防潮堤)等の耐震性の向上を推進するものとする。

□津波による危険が予想される地域について、津波に対する避難場所、避難路の整備を推進するものとする。

(略)

第7 河川整備の推進

□地震に起因する堤防の沈下により生じる壊滅的な被害を防止するため、ゼロメートル地帯の河川・海岸堤防等の耐震性の向上を推進するものとする。

(6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等

□「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、緑化重点地区整備事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。

(略)

(7) 防災上危険な密集市街地の整備

□密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)を踏まえ、防災機能の確保を図る都市計画制度の導入、建替えの促進、老朽木造建築物の除却、土地の権利の移転を円滑に行うことができる制度の活用、地域住民による市街地整備の取組みを支援する仕組みの活用や都市再生機構のノウハウの活用等について必要に応じて助言を行うものとする。

(略)

第6 津波対策の推進

□津波防波堤、海岸堤防(防潮堤)、防潮水門等海岸保全施設、河川堤防等河川管理施設の整備を推進するものとする。

□港湾においては、漂流物による津波被害の拡大を防止するため、漂流物発生対策を推進するものとする。

□津波による被害のおそれのある地域において港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設を整備する場合には、津波に対する安全性に配慮するものとする。

(略)

□地震に起因する沈下により生じる壊滅的な被害を防止するため、ゼロメートル地帯等における海岸堤防(防潮堤)等の耐震性の向上を推進するものとする。

□人口や産業が集積する港湾地区において、非常時の物流機能を確保し、背後地域の安全と安心を保持するために、津波の挙動や浸水域を示すマップの作成を支援するとともに、水域・陸域にわたる放置等禁止区域の指定、津波流出防止対策など、港湾・沿岸域における総合的な津波対策を強力に推進するものとする。

□津波による危険が予想される地域について、都市公園、津波避難ビル、人工高台等の津波に対する避難場所、避難路の整備を推進するものとする。

(略)

第7 河川整備の推進

□地震に起因する堤防の沈下により生じる壊滅的な被害を防止するため、ゼロメートル地帯等における河川・海岸堤防等の耐震性の向上を推進するものとする。

(略)

## 第8 土砂災害に対する安全性の確保

□土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定め、又建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

□避難地、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

□土砂災害危険箇所の住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、都道府県等に対しては、警戒避難基準雨量等の設定、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。

□災害等の恐れのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害危険箇所等についての情報提供を行うものとする。

□地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに急傾斜地の崩壊対策事業等を推進し、近接する建築物の移転等を誘導する。さらに、地域住民等に対して急傾斜地崩壊危険区域等について、ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知徹底を図るものとする。

## 第9 住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

□住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるとともに、落下物対策、ブロック塀等の安全化対策等を図るものとする。

□既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律

(略)

## 第8 土砂災害に対する安全性の確保

□土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定め、又建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

□地震に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、あらかじめ策定するものとする。

また、これを迅速、効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

□避難地、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

□土砂災害危険箇所の住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、都道府県等に対しては、土砂災害警報情報の提供、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な支援・助言を行うものとする。

□災害等の恐れのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害危険箇所等についての情報提供を行うものとする。

□大規模地震等の発生により既存住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど社会的に重大な被害が生じるおそれがあり、住宅・建築物の耐震改修を促進する必要がある地域において、砂防設備等の整備を進め土砂災害に対する安全性を向上させるものとする。

□地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに急傾斜地の崩壊対策事業等を推進するものとする。

## 第9 住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

□住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるとともに、落下物対策、ブロック塀等の安全化対策、エレベーターの閉じ込め対策、天井落下防止対策、窓ガラス落下防止対策等を図るものとする。

□既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律

## 第2編 震災対策編

(平成7年法律第123号)の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、地方公共団体が策定する耐震改修促進計画等に基づき、耐震診断・耐震改修の普及・啓発、相談窓口の開設、耐震診断講習会の開催等を推進するものとする。

□災害の防止に寄与する住宅等への建替えに対する融資、地すべり又は急傾斜地の崩壊による被害を被るおそれのある家屋の移転等を容易にするための融資、がけ崩れ等による災害が発生するおそれが著しい区域において災害の発生を未然に防止するための融資及び宅地造成に伴う災害を防止するための融資を実施する際の具体的な実施方法等について、必要に応じ住宅金融公庫を指導するものとする。

### 第10 宅地造成に伴う防災措置

□既存宅地の耐震性を向上させるため、耐震診断・補強等の技術開発を推進するとともに、これに基づく必要な措置について指導を促進するものとする。

### 第11 鉄道施設の安全性の確保及び指導

□鉄道事業者に対し、既存の鉄道構造物について、引き続き必要な耐震補強に努めるよう指導する。

鉄道施設の耐震基準の適用により、新設構造物の耐震性能の向上を図る。

### 第12 港湾施設の整備

□大規模な震災時に、避難者や緊急物資の輸送を確保するため、耐震性を強化した岸壁等の整備を推進するものとする。

□また、港湾が被災した場合にも一定の海上輸送機能を確保して、地域の経済活動への影響を最小限に止められる様に、必要に応じて国際海上コンテナ輸送、多目的外貿輸送及び複合一貫輸送に対応した岸壁の耐震性を強化するものとする。

(略)

□<#>被災地近傍に曳航し輸送拠点や災害復旧拠点となる浮体式防災基地の整備を推進するものとするとともに、災害時における円滑かつ適切な防災活動が実施されるよう、災害時の手続の簡素化等に配慮しつつ、あらかじめ関係機関において浮体式防災基地の運用に関する協定等を整えておくものとする。

□港湾施設が被災した場合に、その使用の可否等の判断や復旧活動に資する危機管

(平成7年法律第123号)の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、地方公共団体が策定する耐震改修促進計画等に基づき、耐震診断・耐震改修の普及・啓発、相談窓口の開設、講習会の開催等を推進するものとする。

□緊急輸送道路沿道の建築物について、住宅・建築物耐震改修等事業を活用し、耐震診断・耐震改修を促進するものとする。

□災害の防止に寄与する住宅等への建替えに対する融資、地すべり又は急傾斜地の崩壊による被害を被るおそれのある家屋の移転等を容易にするための融資、がけ崩れ等による災害が発生するおそれが著しい区域において災害の発生を未然に防止するための融資及び宅地造成に伴う災害を防止するための融資を実施する際の具体的な実施方法等について、必要に応じ住宅金融公庫を指導するものとする。

### 第10 宅地造成に伴う防災措置

□既存宅地の耐震性を向上させるため、耐震診断・補強等の技術開発を推進するとともに、これに基づく必要な措置について指導を促進するものとする。また、崖崩れ等による災害で相当数の居住者等に危害を生じるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための措置を講ずることを促進するものとする。

### 第11 鉄道施設の安全性の確保及び指導

□鉄道事業者に対し、既存の鉄道構造物について、引き続き必要な耐震補強に努めるよう指導するとともに緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅について耐震補強の緊急の実施を図る。

### 第12 港湾施設の整備

□大規模な震災時に、避難者や緊急物資の輸送を確保するため、耐震性を強化した岸壁等の整備を推進するものとする。また、耐震強化岸壁を効率的に利用し、円滑な緊急物資輸送を行うため、地域防災計画における緊急物資輸送計画との整合のとれた臨港道路の橋梁・高架部における耐震補強を推進する。

□港湾が被災した場合にも一定の海上輸送機能を確保して、地域の経済活動への影響を最小限に止められる様に、必要に応じて国際海上コンテナ輸送、多目的外貿輸送及び複合一貫輸送に対応した岸壁の耐震性を強化するものとする。また、コンテナターミナル全体としての機能を確保するため、コンテナクレーンの免震化や背後地とを結ぶ臨港道路の橋梁・高架部における耐震補強を推進する。

(略)

□港湾施設が被災した場合に、その使用の可否等の判断や復旧活動に資する危機管

## 第2編 震災対策編

理情報システム(残存耐力判定システム、復旧工事支援システム等)を整備し、被災後の輸送・荷役活動の安全確保や復旧工事等の迅速な実施を図るものとする。

(略)

### 第14 避難地・避難路の確保・整備

□都市基幹公園等の広域避難地となる都市公園、近隣公園、地区公園等の一次避難地となる都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道、港湾等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定し、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図り、地域防災計画への位置づけを推進するものとする。

(略)

### 第15 防災拠点の確保・整備

□災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着場、海岸・港湾の防災拠点、自動車駐車場、交通広場等の整備を推進するものとする。

□内陸部において河川舟運等を活用した防災拠点を形成するために、主要大河川と幹線道路、鉄道等の結節点付近にスーパー堤防を核として、地方公共団体、関係機関等の事業を総合的に実施し、広域的な避難地の確保、救援活動の拠点、復旧資材の運搬拠点等のための内陸防災拠点の形成を図るものとする。

□災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点としての機能を有する都市公園の整備を推進するものとする。

□広域避難地、一次避難地、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点となる都市公園等については、防災公園等としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。

(略)

理情報システム(残存耐力判定システム、復旧工事支援システム等)を整備し、被災後の輸送・荷役活動の安全確保や復旧工事等の迅速な実施を図るものとする。

(略)

### 第14 避難地・避難路の確保・整備

□都市基幹公園等の広域避難地となる都市公園、近隣公園、地区公園等の一次避難地となる都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道、港湾等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、住民以外の被災者の支援についても考慮した上で、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図り、地域防災計画への位置づけを推進するものとする。

(略)

### 第15 防災拠点の確保・整備

□災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着場、海岸・港湾の防災拠点、自動車駐車場、交通広場等の整備を推進するものとする。

□首都圏の広域防災のヘッドクォーターとなる合同現地対策本部の機能や、合同現地対策本部の一端として被災時における物流コントロール機能を有する基幹的広域防災拠点の整備を推進するものとする。

□内陸部において河川舟運等を活用した防災拠点を形成するために、主要大河川と幹線道路、鉄道等の結節点付近にスーパー堤防を核として、地方公共団体、関係機関等の事業を総合的に実施し、広域的な避難地の確保、救援活動の拠点、復旧資材の運搬拠点等のための内陸防災拠点の形成を図るものとする。

□災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点、地域防災拠点としての機能を有する都市公園の整備を推進するものとする。

□広域避難地、一次避難地、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園等としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐震化を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。

(略)

## 第2編 震災対策編

□必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備を推進し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。

### 第20 防災に関する広報・情報提供等

□津波常襲地帯において、津波から生命・財産を守るため、ITを活用しつつ水門等の一元的監視制御及び地震・津波情報の収集・提供等を行う津波・高潮防災ステーションの整備を推進するものとする。

## 第2節 危機管理体制の整備

### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

□災害による停電等に対応するため、河川、海岸、砂防、道路の公共施設管理用のマイクロ回線施設(以下「専用マイクロ回線」という。)には非常用発電設備を設置するとともに、重要拠点は7日間、他の施設については原則として3日間運転できるよう、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

(略)

### 第2 通信手段等の整備

□災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各情報通信施設についての耐震性の強化、停電対策を講じておくものとする。

・夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。

・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、専用マイクロ回線の複数ルート化・デジタル化、移動無線電話システムの通信エリアの拡大、衛星通信システムの整備、ヘリコプター画像伝送システムの整備等総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

・災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動無線電話装置、衛星通信車、移動多重無線装置等の通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、監督測量船及び災害対策車等の情報収集・連絡

□必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備を推進し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。また、防災拠点や避難地におけるマンホールトイレシステムの整備を推進するものとする。

### 第20 防災に関する広報・情報提供等

□津波常襲地帯において、津波から生命・財産を守るため、ITを活用しつつ水門等の一元的監視制御及び地震・津波情報の収集・提供等を行う津波・高潮防災ステーションの整備を推進するものとする。

□地下鉄の列車内に閉じこめられた利用者の情報不足に起因する混乱等による二次災害を防止するため、地下鉄のトンネル内に情報基盤を整備し、地下鉄利用者に対して地上と同等の災害情報の提供に努める。

## 第2節 危機管理体制の整備

### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

□災害による停電等に対応するため、河川、海岸、砂防、道路の公共施設管理用のマイクロ回線施設及び光ファイバ網施設(以下「専用通信施設」という。)には非常用発電設備を設置するとともに、重要拠点は7日間、他の施設については原則として3日間運転できるよう、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

(略)

### 第2 通信手段等の整備

□災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各情報通信施設についての耐震性の強化、停電対策を講じておくものとする。

・夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。

・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、専用通信施設、移動無線電話システム、衛星通信システム及びヘリコプター画像伝送システムの整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

・災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動無線電話装置、衛星通信車等の通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、監督測量船及び災害対策車等の情報収集・連絡

## 第2編 震災対策編

用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策車等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・災害現地の情報収集を行うため、地震計、雨量計、監視用テレビカメラ、非常通報装置等の機器、デジタルカメラを利用した写真伝送システムを計画的に整備するものとする。

・関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけでなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が相互に通報するシステムの整備を推進するものとする。

・河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。

また、地理情報システム(以下「GIS」という。)についても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体が利用できるようにするものとする。

・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・非常本部等による円滑な防災活動を行うため、防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等を備えた国土交通省防災センターの整備を推進するものとする。

□関係省庁及び地方公共団体が整備する画像情報収集システム、被害状況の早期予測システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

### 第3 関係機関との連携

□本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、十分な協議を行っておくものとする。

用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策車等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・災害現地の情報収集を行うため、地震計、雨量計、監視用テレビカメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。

・関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけでなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が相互に通報するシステムの整備を推進するものとする。

・河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。

また、地理情報システム(以下「GIS」という。)についても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体が利用できるようにするものとする。

・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

・GPS波浪計を計画的に整備し、沖合波浪観測情報を速やかに関係機関へ伝達できる体制を整備するものとする。

□関係省庁及び地方公共団体が整備する画像情報収集システム、被害状況の早期予測システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

### 第3 関係機関との連携

□本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、十分な協議を行っておくものとする。

□複数の港湾が近接する地域などにおいては、大規模地震等の災害発生時における港湾施設の相互利用に関する協定を締結するなど、国と港湾管理者の連携による港湾間の連携体制の強化を図る。

第2編 震災対策編

(略)	(略)
第4節 防災教育等の実施	第4節 防災教育等の実施
第2 防災知識の普及	第2 防災知識の普及
<p>□防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。</p>	<p><u>□NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合せて行う。</u></p> <p>□防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。</p>
(略)	(略)
<p>□水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。</p>	<p>□水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、<u>雪崩防止週間</u>、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。</p>
(略)	(略)
<p>□防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、<u>児童</u>等災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>□防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、<u>乳幼児、妊産婦</u>等災害時要援護者に十分配慮するよう努めるとともに、<u>被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める</u>ものとする。</p>
第3 人材の育成	第3 人材の育成
<p>□被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。</p>	<p>□被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、<u>地すべり防止工事士</u>、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。</p>
第5節 防災訓練	第5節 防災訓練
(略)	(略)
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
第1 災害情報の収集・連絡	第1 災害情報の収集・連絡
(3) 被害情報	(3) 被害情報

## 第2編 震災対策編

□非常本部等は、所管施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理官邸にも連絡するものとする。

□非常本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。

（略）

### (4) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

□地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、衛星小型画像電送装置（以下「Ku-SAT」という。）等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

□地震により甚大な被害が発生した場合、非常本部等は、維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局と飛行ルート等について調整の上、速やかに当該ヘリコプターの出動を指示するものとする。なお、非常本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等の判断により出動させることができるものとする。

（略）

□ヘリコプターによる情報収集は、目視・テレビカメラの他、赤外線撮影装置、立体写真撮影装置等を活用するなど、ヘリコプター活用に関するマニュアルに基づき多面的に行うものとする。

□地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信車の出動を要請する場合には、その旨を非常本部等に報告するものとする。非常本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

（略）

□非常本部等は、所管施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

□非常本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。

（略）

### (4) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

□地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、衛星小型画像伝送装置（以下「Ku-SAT」という。）CCTV等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

□地震により甚大な被害が発生した場合、もしくは発生したと想定される場合、災害対策用ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等は、直ちに災害対策用ヘリコプターを出動させるものとする。

（略）

□ヘリコプターによる情報収集は、目視・テレビカメラの他、赤外線撮影装置、立体写真撮影装置等を活用するなど、ヘリコプター活用に関するマニュアルに基づき多面的に行うものとする。

□地震により甚大な被害が発生した場合、もしくは発生したと想定される場合、非常本部等は、海上保安庁のヘリコプターが収集した情報の提供について、必要に応じ海上保安庁に要請する。

□地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信車の出動を要請する場合には、その旨を非常本部等に報告するものとする。非常本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

（略）

第2編 震災対策編

<p>第2 通信手段の確保</p> <p>□災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・直ちに<b>専用マイクロ回線</b>等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、<b>専用マイクロ回線</b>等情報通信施設の点検は、電気通信施設の点検に関する<b>マニュアル</b>によるものとする。</li><li>・移動無線電話システム、衛星通信システム、携帯電話、自動車電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。</li></ul> <p>第2節 活動体制の確立</p>	<p>第2 通信手段の確保</p> <p>□災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・直ちに<b>専用通信施設</b>等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、<b>専用通信施設</b>等情報通信施設の点検は、電気通信施設の点検に関する<b>基準等</b>によるものとする。</li><li>・移動無線電話システム、衛星通信システム、携帯電話、自動車電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。</li></ul> <p>第2節 活動体制の確立</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第4節 災害発生直後の施設の緊急点検</p> <p>(5) 都市施設</p> <p>□都市公園等<b>都市施設</b>の点検を実施するとともに、避難地、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第4節 災害発生直後の施設の緊急点検</p> <p>(5) 都市施設</p> <p>□都市公園の点検を実施するとともに、避難地、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>第7節 災害発生時における交通の確保等</p>	<p>第7節 災害発生時における交通の確保等</p>
<p>第1 道路交通の確保</p> <p>□災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に<b>応急復旧等</b>を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。</p>	<p>第1 道路交通の確保</p> <p>□災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に<b>応急復旧や代替路の設定等</b>を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2 海上交通の確保</p> <p>□開発保全航路について、早急に状況調査を行い、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物の除去等を行い、航行の安全確保に努める。</p>	<p>第2 海上交通の確保</p> <p>□開発保全航路等について、早急に状況調査を行い、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物の除去等を行い、航行の安全確保に努める。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第3 <b>航空管制等</b></p> <p>□情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、航空機の安全運航を図る等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。</p>	<p>第3 <b>航空交通の確保</b></p> <p>□<b>災害発生時における緊急輸送等を確保するため、空港及び航空管制等について、被害状況を早急に調査し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。</b></p> <p>□情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、航空機の安全運航を図る等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。</p>
<p>第8節 緊急輸送</p>	<p>第8節 緊急輸送</p>
<p>第3 緊急輸送に対する支援</p>	<p>第3 緊急輸送に対する支援</p>

## 第2編 震災対策編

□緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要な措置を講じる。特に、救援活動に従事する小型航空機の運航の安全確保には、十分留意する。

### 第9節 代替輸送

(略)

#### 第12節 地方公共団体等への支援

##### 第1 情報収集、資機材の提供等

□災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。  
□応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災アドバイザー等の専門家の派遣を行うものとする。

##### 第2 避難活動

(略)

##### 第3 応急仮設住宅の建築支援等

□都市基盤整備公団保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。  
□応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害による被害を受けることがないよう、都道府県等に対し、土砂災害危険箇所の位置等必要な情報の提供を行うものとする。

##### 第4 飲料水の確保、支援等

□給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係公団の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。  
□必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行うものとする。

##### 第5 消防活動への支援

(略)

### 第13節 被災者・被災事業者に対する措置

#### 第2 被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

□被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の陸運支局での車検の実施、海技従事者国家試験の受験地の変更等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

□緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要な措置を講じる。特に、救援活動に従事する小型航空機の運航の安全確保には、十分留意する。

□東京湾臨港部基幹的広域防災拠点(東扇島地区)における緊急輸送活動の支援を行う。

### 第9節 代替輸送

(略)

#### 第12節 地方公共団体等への支援

##### 第1 情報収集、資機材の提供等

□災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。  
□応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

##### 第2 避難活動

(略)

##### 第3 応急仮設住宅の建築支援等

□都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。  
□応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害による被害を受けることがないよう、都道府県等に対し、土砂災害危険箇所の位置等必要な情報の提供を行うものとする。

##### 第4 飲料水の確保、支援等

□給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。  
□必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行うものとする。

##### 第5 消防活動への支援

(略)

### 第13節 被災者・被災事業者に対する措置

#### 第2 被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

□被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の陸運支局での車検の実施、海技士国家試験の受験地の変更等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

(略)	(略)
<p>第14節 災害発生時における広報</p> <p>□一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行(航)状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて<b>正確かつきめ細やかな</b>適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。</p>	<p>第14節 災害発生時における広報</p> <p>□一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行(航)状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて<b>迅速・適切</b>に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。</p>
(略)	(略)
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>第3 緊急輸送道路</p> <p>□高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と地方公共団体等の庁舎の所在地、救援物資等の備蓄地点若しくは避難地等で県知事が指定するもの(以下「指定拠点」という。)を連絡する道路、<b>又は</b>指定拠点を相互に連絡する道路について、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき関係機関と連携を図りつつ、重点的かつ計画的に整備の推進を図るものとする。</p>	<p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>第3 緊急輸送道路</p> <p>□高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と地方公共団体等の庁舎、<b>事務所等</b>の所在地、救援物資等の備蓄地点<b>または集積地点</b>若しくは<b>広域</b>避難地等で<b>都</b>県知事が指定するもの(以下「指定拠点」という。)を連絡する道路、<b>または</b>指定拠点を相互に連絡する道路について、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき関係機関と連携を図りつつ、重点的かつ計画的に整備の推進を図るものとする。</p>
(略)	(略)
<p>第5節 地震防災上必要な教育及び広報</p> <p>第1 職員等に対する教育等</p> <p>□職員等に対する教育に当たっては、防災に関する知識の習得及び災害発生時に適切な措置をとり得るよう研修、講習会、研究会等の実施、国土交通省関係機関誌の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行等により行うものとする。</p> <p>□主な教育の内容は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒宣言及びこれに基づきとられる措置の内容</li> <li>・非常参集の方法</li> <li>・予想される地震、津波、<b>がけ崩れ</b>等に関する知識</li> <li>・警戒宣言等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき地震防災応急対策及び災害応急対策</li> <li>・地震防災対策として現在講じられている対策</li> <li>・今後地震対策として取り組む必要のある施設の整備</li> </ul>	<p>第5節 地震防災上必要な教育及び広報</p> <p>第1 職員等に対する教育等</p> <p>□職員等に対する教育に当たっては、防災に関する知識の習得及び災害発生時に適切な措置をとり得るよう研修、講習会、研究会等の実施、国土交通省関係機関誌の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行等により行うものとする。</p> <p>□主な教育の内容は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒宣言及びこれに基づきとられる措置の内容</li> <li>・非常参集の方法</li> <li>・予想される地震、津波、<b>土砂災害</b>等に関する知識</li> <li>・警戒宣言等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき地震防災応急対策及び災害応急対策</li> <li>・地震防災対策として現在講じられている対策</li> <li>・今後地震対策として取り組む必要のある施設の整備</li> </ul>

## 第2編 震災対策編

□被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、斜面判定士、被災建築物の応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

□関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした、防災に関する研修会、講習会の開催を行うものとする。

### 第2 居住者等に対する教育・広報

□関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも協力しつつ、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

□交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配付する等に努めるものとする。

□水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

□浸水被害、土砂災害等の危険箇所や避難地・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等を作成し、住民等に配布するものとする。

□防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するものとする。

### 第6節 地方支分部局等地震防災強化計画の作成

(略)

## 第5章 東南海・南海地震防災対策推進計画

### 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

#### 第12 地域防災拠点施設

□道路に接して設けられる自動車駐車場及びこれと一体として整備される施設、交通広場その他これらに類する施設で地震災害時における災害応急対策の拠点としての機能を有するものの整備を推進するものとする。

□河川管理施設、海岸保全施設等の応急復旧工事を実施するための空間または設備を有する施設であって河川または海岸に隣接するものの整備を推進するものとする。

□被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物の応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

□関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした、防災に関する研修会、講習会の開催を行うものとする。

### 第2 居住者等に対する教育・広報

□関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも協力しつつ、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

□交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配付する等に努めるものとする。

□水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、雪崩防止週間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

□浸水被害、土砂災害等の危険箇所や避難地・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等を作成し、住民等に配布するものとする。

□防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するものとする。

### 第6節 地方支分部局等地震防災強化計画の作成

(略)

## 第5章 東南海・南海地震防災対策推進計画

### 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

#### 第12 地域防災拠点施設

□道路に接して設けられる自動車駐車場及びこれと一体として整備される施設、交通広場その他これらに類する施設で地震災害時における災害応急対策の拠点としての機能を有するものの整備を推進するものとする。

□河川管理施設、海岸保全施設等の応急復旧工事を実施するための空間または設備を有する施設であって河川または海岸に隣接するものの整備を推進するものとする。

□公園、緑地、広場その他の公共空地で、地震災害時において、救援救護活動の前線基地、災害復旧活動の支援拠点、復旧のための資機材や生活物資輸送の中継基地としての機能を発揮するものの整備を推進するものとする。

<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2節 津波からの防護及び円滑な避難の確保</p> <p>第1 津波からの防護のための施設の整備等</p> <p>□津波による被害を防止・軽減するため、津波防潮堤、海岸堤防、河川堤防、防潮水門の点検を実施し、重点箇所をしばった計画的な補強・整備を推進するものとする。</p> <p>□水門等の一元的な遠隔制御を行う津波・防災ステーションの整備を推進するとともに、重要な水門等の自動操作、遠隔操作システムの導入を進めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2節 津波からの防護及び円滑な避難の確保</p> <p>第1 津波からの防護のための施設の整備等</p> <p>□津波による被害を防止・軽減するため、津波防潮堤、海岸堤防、河川堤防、防潮水門の点検を実施し、重点箇所をしばった計画的な補強・整備を推進するものとする。</p> <p><u>□港湾においては、漂流物による津波被害の拡大を防止するため、漂流物発生対策を推進するものとする。</u></p> <p>□水門等の一元的な遠隔制御を行う津波・防災ステーションの整備を推進するとともに、重要な水門等の自動操作、遠隔操作システムの導入を進めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第5節 地震防災上必要な教育及び広報</p> <p>第1 職員等に対する教育等</p> <p>□職員等に対する教育に当たっては、防災に関する知識の習得及び災害発生時に適切な措置をとり得るよう研修、講習会、研究会等の実施、国土交通省関係機関誌の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行等により行うものとする。</p> <p>□主な教育の内容は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、津波、<u>がけ崩れ</u>等に関する知識</li> <li>・非常参集の方法</li> <li>・地震が発生した場合に具体的にとるべき地震防災応急対策及び災害応急対策</li> <li>・地震防災対策として現在講じられている対策</li> <li>・今後地震対策として取り組む必要のある施設の整備</li> </ul> <p>□被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、斜面判定士、被災建築物の応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。</p> <p>□関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした、防災に関する研修会、講習会の開催を行うものとする。</p> <p>第2 居住者等に対する教育・広報</p> <p>□関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも協力しつつ、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等、防災知識の普及啓発に努めるものとする。</p> <p>□交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配付する等に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第5節 地震防災上必要な教育及び広報</p> <p>第1 職員等に対する教育等</p> <p>□職員等に対する教育に当たっては、防災に関する知識の習得及び災害発生時に適切な措置をとり得るよう研修、講習会、研究会等の実施、国土交通省関係機関誌の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行等により行うものとする。</p> <p>□主な教育の内容は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、津波、<u>土砂災害</u>等に関する知識</li> <li>・非常参集の方法</li> <li>・地震が発生した場合に具体的にとるべき地震防災応急対策及び災害応急対策</li> <li>・地震防災対策として現在講じられている対策</li> <li>・今後地震対策として取り組む必要のある施設の整備</li> </ul> <p>□被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、<u>地すべり防止工事士</u>、斜面判定士、被災建築物の応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。</p> <p>□関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした、防災に関する研修会、講習会の開催を行うものとする。</p> <p>第2 居住者等に対する教育・広報</p> <p>□関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも協力しつつ、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等、防災知識の普及啓発に努めるものとする。</p> <p>□交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配付する等に努めるものとする。</p>

## 第2編 震災対策編

- 水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、河川愛護月間、海岸愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- 浸水被害、土砂災害等の危険箇所や避難地・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等を作成し、住民等に配布するものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するものとする。

- 水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、雪崩防止週間、河川愛護月間、海岸愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- 浸水被害、土砂災害等の危険箇所や避難地・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等を作成し、住民等に配布するものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するものとする。

## 第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

### 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

- 避難地、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等は、地震防災応急対策または災害応急対策を実施する上で必要なものをその緊急度に従い国土交通大臣の定める基準等により、整備を推進するものとする。この場合、施設間の相互調整に留意するものとする。

#### 第1 避難地

- 地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する面積10ヘクタール以上の公園、緑地、広場その他の公共空地、面積10ヘクタール未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、または近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ヘクタール以上となるもの、若しくは、土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる公共空地の整備を推進するものとする。
- 地震災害時において主として近隣の住民が避難する面積1ヘクタール以上の公園、緑地、広場その他の公共空地（広域避難地を除く。）の整備を推進するものとする。
- 臨港地区における緑地、広場（港湾施設を含む。）その他の公共空地であって、概ね面積1ヘクタール以上のものの整備を推進するものとする。

#### 第2 避難路

- 地震や津波等から迅速かつ確かな避難を行うため、地方公共団体が地域防災計画に記載する避難路のうち、緊急輸送道路と一体となって整備が必要な避難路については、各道路管理者間で相互調整を図るものとする。
- 広域避難地またはこれに準ずる安全な場所へ通ずる幅員15メートル以上の道路または幅員10メートル以上の緑道、若しくは、沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路または緑道の整備を推進するものとする。

### 第3 消防用施設

□地震災害時において消防用水として河川の流水または海水を容易に取水することができる構造を有する護岸等の施設の整備を推進するものとする。

### 第4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

□市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の新設または改築を推進するものとする。

### 第5 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地または建築物

□老朽家屋が密集している地域において、地震により生ずる火災による延焼被害を防止し、または軽減する機能を有する道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地または建築物の整備を推進するものとする。

### 第6 緊急輸送道路

□高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と地方公共団体等の庁舎、事務所等の所在地、救援物資等の備蓄地点または集積地点若しくは広域避難地等で道県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）を連絡する道路、または指定拠点を相互に連絡する道路（河川または海岸堤防の管理用通路であって、地震災害時において緊急輸送を行うことのできるものを含む）について、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき関係機関と連携を図りつつ、重点的かつ計画的に整備の推進を図るものとする。災害発生時における緊急輸送を確保するため、各道路管理者間で相互調整を進め、道路施設等の耐震性の向上を図るものとする。

### 第7 ヘリポート

□周辺地域の経済的及び社会的条件並びに周辺における交通の状況を考慮し、緊急輸送の用に供することが適切な場所について、緊急輸送用ヘリコプターが安全に離着陸でき、かつ、緊急輸送が円滑に行われる機能を有するヘリポートの整備または設定を推進するものとする。

### 第8 港湾施設

□緊急輸送の用に供することが適切な港湾において、波浪等から港湾施設等を防護することにより、緊急輸送用船舶が係留施設を安全かつ円滑に利用することを可能にする外郭施設の整備を推進するものとする。

□緊急輸送の用に供することが適切な港湾において、係留施設（係船浮標、係船くい及び船揚場を除く）に関しては、大規模な地震の地震力に対して安全な構造であるとともに、緊急輸送用船舶が係留できる十分な長さを有し、かつ、その前面に当該船舶が係留できる十分な水深の泊地を有するものの整備を推進するものとする。

□緊急輸送の用に供することが適切な港湾において、臨港交通施設に関しては、これらの係留施設と高速自動車国道、一般国道、または主要な道県道若しくは市町村道とを連絡する道路及び橋梁、係留施設と救援物資等の備蓄地点または集積地点及び避難地で道県知事が指定するもの（以下「備蓄地点等指定拠点」という。）を連絡する道路及び橋梁、備蓄地点等指定拠点と高速自動車国道、一般国道または、主

要な道県道若しくは市町村道を連絡する道路及び橋梁、備蓄地点等指定拠点相互を連絡する道路及び橋梁並びに、これらの係留施設またはこれらの道路及び橋梁に隣接する駐車場について関係機関と連携を図りつつ、重点的かつ計画的に整備の推進を図るものとする。

第9 共同溝等

□共同溝及び電線共同溝の整備を推進するものとする。

第10 海岸保全施設及び河川管理施設

□津波による背後地への海水の浸入を防止する機能を有する海岸保全施設及び想定氾濫区域のうち相当数の人口が居住し、かつ、地形その他の状況から特に津波による被害の発生を防止し、または軽減することにより円滑な避難を確保する必要があると認められる区域に係る河川管理施設の整備を推進するものとする。

第11 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

□家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、土砂災害の発生する危険が著しい箇所において施工する砂防設備、地すべりによる被害が生ずるおそれが著しい箇所において施工する地すべり防止施設及び急傾斜地の崩壊の生ずるおそれが特に著しい箇所について施工する急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進するものとする。

第12 地域防災拠点施設

□道路に接して設けられる自動車駐車場及びこれと一体として整備される施設、交通広場その他これらに類する施設で地震災害時における災害応急対策の拠点としての機能を有するものの整備を推進するものとする。

□河川管理施設、海岸保全施設等の応急復旧工事を実施するための空間または設備を有する施設であって河川または海岸に隣接するものの整備を推進するものとする。

□公園、緑地、広場その他の公共空地で、地震災害時において、救援救護活動の前線基地、災害復旧活動の支援拠点、復旧のための資機材や生活物資輸送の中継基地としての機能を発揮するものの整備を推進するものとする。

第13 被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達に必要な施設または設備

□地震災害時において河川管理施設等の被害状況の把握を迅速かつ的確に行うため必要な通信施設または設備の整備を推進するものとする。

□地震災害時において災害情報または交通の状況を迅速かつ的確に把握し、伝達または提供を行うため必要な施設または設備の整備を推進するものとする。

第14 地震災害時において飲料水、食料、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設または設備

□地震災害時において避難地または避難路となる公園、緑地、広場、その他公共空地に設けられる井戸、耐震性貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設または設備の整備を推進するものとする。

第15 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

□地震災害時において避難地または避難路となる公園、緑地、広場、その他の公共空地に設けられる救助用資機材等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫の整備を推進するものとする。

#### 第16 雪崩対策施設

□冬期の地震災害時において、雪崩による被害を阻止するため、雪崩防止施設整備を推進するものとする。

#### 第17 漁港施設、農業施設

□北海道においては、漁港施設、農業施設のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

### 第2節 津波からの防護及び円滑な避難の確保

#### 第1 津波からの防護のための施設の整備等

□津波による被害を防止・軽減するため、津波防潮堤、海岸堤防、河川堤防、防潮水門の点検を実施し、重点箇所をしばった計画的な補強・整備を推進するものとする。

□港湾においては、漂流物による津波被害の拡大を防止するため、漂流物発生対策を推進するものとする。

□水門等の一元的な遠隔制御を行う津波・防災ステーションの整備を推進するとともに、重要な水門等の自動操作、遠隔操作システムの導入を進めるものとする。特に、冬期は積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすおそれがあるため、冬期においても水門等が確実に作動するよう配慮するものとする。

□津波による危険が予想される場合においては、法令に基づく操作規則等に定めるところに準じて、水門、開門及び内水排除施設の操作を行うものとする。

□津波により陸上交通が途絶され、住家等の孤立が懸念される地域には、海上交通を確保するため耐震強化岸壁の整備を推進するものとする（北海道においては、漁港施設の耐震化について、所管省庁と協力して整備を推進する）。

#### 第2 津波に関する情報の伝達等

□津波等の災害の危険性が高く、防護区域内に災害時要援護者関連施設を有する海岸を対象に、地域の防災計画との整合性やハザードマップ等のソフト施策との連携を図りつつ、安全情報伝達施設の整備を推進するものとする。

□気象庁が発表する津波警報については、携帯電話等の通信手段を活用し、迅速かつ確実に伝達する体制の整備を図るものとする。

□気象庁が津波警報を発表したときは、所管する海岸、港湾の利用者に対して、情報提供装置等によって情報を伝達し、避難を呼びかけるものとする。

□気象庁が津波警報を発表したときは、当該区域の道路利用者に対して道路情報提供装置による情報提供等を実施し、津波による被害の危険性がある区域への進入を控えるよう呼びかけるものとする。

□情報伝達にあたっては、外国人や聴覚障害者等にも津波に関する情報が的確に伝わるよう配慮することとする。

### 第3 避難対策等

- 平野部などにおいて活用できる津波避難ビル及び人工高台の整備等について検討を行うものとする。
- 津波災害に対するハザードマップ等を作成し、危険箇所、避難地、避難路の周知を図るものとする。この場合、地方公共団体に技術的助言を行うものとする。
- 観光客や港湾における就労者、漁業従事者等の避難誘導計画を作成するものとする。

### 第4 水防対策

- 水防活動の必要が生じた場合に適切に対応するため、津波による水災の防御等を行う必要がある地域を管轄する市町村等に対し、津波警報等の情報的確な収集及び伝達、津波からの避難誘導、土嚢等による応急浸水対策の実施、自主防災組織等の津波避難計画作成などへの支援等について、必要な助言を行い被害の防止またはその軽減を図るものとする。

### 第5 道路交通対策

- 道路パトロール等により道路交通状況の把握に努めるとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき道県公安委員会が津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間に対して実施する交通規制に対する協力等に努めるものとする。
- 冬期において、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、積雪や凍結による寸断のため物資供給等が滞ることがないように、除雪体制を優先的に確保するものとする。また、地域の状況に応じて、道路の消融雪施設や流雪溝等の整備を図るものとする。
- 一般乗合旅客自動車運送事業者に対して、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止等の運行上の措置を実施するよう指導する。

### 第6 鉄道交通対策

- 鉄道事業者に対して、あらかじめ整備した対応マニュアル等を踏まえ、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合における運行の停止等の措置をとるよう指導する。

### 第7 海上交通対策

- 津波による危険が予想される海域で航行、停泊している船舶等の避難が実施されるよう情報提供を行う。
- 一般旅客定期航路事業者、旅客不定期航路事業者に対して、港湾施設に被害が生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、発航の中止、目的港の変更、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるよう指導する。

### 第8 航空交通対策

- 津波が来襲するおそれがある飛行場については、速やかに閉鎖するなど、必要な安全確保対策を実施する。

**第9 所管施設に関する対策等**

- 所管施設については、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性の確保に努めるものとする。
- 津波による危険が予想される工事中の所管施設については、原則として工事中断の措置をとるものとし、津波に関する情報により津波到達までに時間的余裕があると認められる場合は、津波被害の防止対策に必要な措置をとるものとする。
- これらの措置を行う場合においては、職員等の安全に配慮するものとする。

**第10 雪崩対策**

- 雪崩危険箇所の調査や公表等の情報開示、地震後の緊急点検体制の整備、必要に応じた応急対策の実施、避難場所への適切な避難誘導等の施策の充実を図る。

**第3節 防災体制**

**第1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制**

- 本省及び地方支分部局では、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。
- 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める国土交通省災害関係非常参集要領によるものとする。
- 地方支分部局は、地方支分部局防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。
- 非常本部等の設置については、国土交通省防災業務計画第1編第3章第3節に準ずる。

**第2 地震発生時の応急対策**

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生時の応急対策については、国土交通省防災業務計画第2編2章に準ずる。

**第3 資機材、人員等の配備手配**

- 地震や津波により河川、海岸、砂防、道路、港湾、漁港（北海道の区域に限る）、農業施設（北海道の区域に限る）、空港その他所管施設が被災を受けた場合に施設の点検巡視、応急復旧等を行うため、資機材の確保、人員等の配備体制に関する計画を策定するものとする。
- 障害物の除去、応急復旧等に必要な資機材、人員等を確保するため、あらかじめ建設業者等との間で応援協定の締結しておく等必要な措置をとるものとする。
- 資機材については、保有量及び確保可能量の把握に努めるとともに、応急復旧工事を施工する際の連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。
- 非常参集者の宿舎には、移動無線電話装置の配備を進めるとともに、情報収集、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。

**第4 地域防災力の向上**

- 地域防災力の向上のため、地方公共団体と連携して水防団等の技術力強化、ボランティアとの連携強化などを図るための講習会や訓練などの取り組みを推進するとともに、地方公共団体が実施する対策に対して必要に応じ情報提供や技術的助

言を行うものとする。

#### 第5 物資の備蓄・調達

□防災活動を行うために必要な食料、飲料水、医薬品等生活必需品の備蓄及び調達体制の整備等に努めるものとする。

□非常本部等の運営に必要な食糧、水、燃料等の備蓄は、原則として最低3日分を確保するよう努めるものとする。

#### 第4節 防災訓練

□防災訓練は、原則として9月1日に実施するものとする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における訓練についても留意するものとする。

□地震の影響が広域にわたることを考慮し、関係行政機関、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との連携、協力体制の確保に努めるものとする。また、広域的な防災訓練については、他の防災訓練の状況等を踏まえ、実施するものとする。

□主な防災訓練の内容は次に掲げる事項とし、実践的な防災訓練を実施するものとする。

- ・ 職員の非常参集
- ・ 非常本部等の設置及び運営
- ・ 情報の収集、伝達等
- ・ 津波からの防護のための水門等の閉鎖
- ・ 避難対策等
- ・ 水防対策
- ・ 道路交通対策
- ・ 鉄道・海上・航空の各交通対策
- ・ 緊急輸送対策
- ・ 所管施設の管理上の措置に関する事項

□防災訓練後には評価を行い、次年度以降の課題等を明らかにして、防災訓練の充実を図るものとする。

#### 第5節 地震防災上必要な教育及び広報

##### 第1 職員等に対する教育等

□職員等に対する教育に当たっては、防災に関する知識の習得及び災害発生時に適切な措置をとり得るよう研修、講習会、研究会等の実施、国土交通省関係機関誌の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行等により行うものとする。

□主な教育の内容は、次に掲げる事項とする。

- ・ 地震、津波、土砂災害等に関する知識
- ・ 非常参集の方法
- ・ 地震が発生した場合に具体的にとるべき地震防災応急対策及び災害応急対策
- ・ 地震防災対策として現在講じられている対策
- ・ 今後地震対策として取り組む必要のある施設の整備

□被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、

円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物の応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

□関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした、防災に関する研修会、講習会の開催を行うものとする。

## 第2 居住者等に対する教育・広報

□関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも協力しつつ、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

□交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配付する等に努めるものとする。

□水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、雪崩防止週間、河川愛護月間、海岸愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

□浸水被害、土砂災害等の危険箇所や避難地・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等を作成し、住民等に配布するものとする。

□防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するものとする。

## 第6節 地方支分部局等推進計画の作成

□日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の全部または一部を所管する地方支分局等の長は、その所管区域内の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、その所掌事務に関し、津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、防災体制に関する事項、防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項等を定めた地方支分部局等推進計画を作成し、これを地方支分部局等の防災業務計画に規定するものとする。